佐野市立犬伏東小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

１　年間計画

	いじめ対策委員会の取組	その他の取組
一学期	（毎週）気になる児童の情報交換 （毎月）児童指導に関するチェックリスト（教職員用）の集計と今後の対応検討	（毎日）安全支援ボランティアによる見守りや、日直職員・児童会本部役員児童による校舎内巡回 （毎月）学校生活アンケートの実施
	（4月）年間計画・校内研修会の立案 （4月）年間計画の周知・共通理解 （5月）配慮を要する児童の情報交換 （7月）「犬伏東地区の子どもをみんなで育てる会」開催 （8月）Q−U検査の結果分析 （１０月）１学期の取組の反省と２学期の取組の検討	（4月）学校いじめ防止基本方針の説明（始業式、入学式、PTA総会等） （4～5月）教育相談（保護者面談）の実施 （6月）ケータイ・スマートフォンに関するアンケート調査の実施 （6月）Q−U検査の実施 （6月）「ストップザいじめ」アピール （7月）「いじめゼロ!学級行動宣言」の作成 （7～8月）保護者面談の実施
二学期	（毎週）気になる児童の情報交換 （毎月）児童指導に関するチェックリスト（教職員用）の集計と今後の対応検討	（毎日）安全支援ボランティアによる見回りや、日直職員・児童会本部役員児童による校舎内巡回 （毎月）学校生活アンケートの実施
	（１～2月）学校評価の結果分析 （３月）「学校いじめ防止基本方針」及び「実践のための行動計画」の点検・見直し	（12 月）人権週間の取組 （12 月）人権に関わる授業公開 （12 月）教育相談（個人面談）の実施 （12～１月）学校評価の実施
不定期	・保護者を対象とした講演会開催 ・各学級の話合いに基づいた共遊	

２　組織的な対応に向けて

(1)　いじめ対策委員会

①　いじめの問題の未然防止・早期発見のための**「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会」《定期開催》**を組織する。

ア委員

校長、教頭、教務主任、学習指導主任、児童指導主任、人権教育主任、学年主任、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、情報教育主任、必要に応じて学校評議員、保護者代表等

イ　実施する取組

ｉ　未然防止対策

- 年間計画の立案
- 校内研修会の企画・立案
- いじめ相談窓口の設置と教育相談体制の整備
- 配慮を要する児童への対応検討
- Q−U検査の実施と結果の分析
- 年間計画の実施状況の点検・見直し　等

ii　早期発見対策

- 学校生活アンケートの結果共有と対応検討
- 情報交換による児童生徒の状況の把握と情報の共有、対応検討　等

ウ　取組の改善

学校評価等において、学校いじめ防止基本方針及び実践のための行動計画に基づく取組状況について評価を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう、点検・見直しを行う。

②　いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のための**「いじめ認知時の対応に係る委員会」《随時開催》**を組織する。

ア　委員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、当該学級担任、当該学年主任、養護教諭、教育相談担当、その他関係の深い教職員、必要に応じて市教育委員会派遣の外部専門家　等

イ　実施する取組

ｉ　調査方針、分担等の決定

- 目的の明確化
- 対応の優先順位の決定

・　関係のある児童への事実関係の聴取
・　緊急アンケートの実施
・　保護者への連絡（複数の教員で丁寧に対応する）
・　市教育委員会への報告
・　関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等）等

ii　指導方針の決定、指導体制の確立
・　被害者、加害者、観衆、傍観者等への指導、支援
・　全校、学年、学級への指導、支援
・　保護者との連携
・　市教育委員会、関係機関との連携
・　地域（児童委員、民生委員等）との連携

(2) 校内研修
①　いじめをはじめとする児童指導上の諸問題等に関する校内研修を年に複数回実施する。
②　児童指導に関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

3　いじめの未然防止に向けて

(1) いじめの起こらない学校づくり
〇　道徳教育、特別活動、人権教育等、様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付け、組織的かつ計画的な指導に努める。

ア　学業指導の充実
・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

イ　道徳教育の充実
・　道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。
・「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

ウ　特別活動の充実
・　特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
・　生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習等様々な体験活動の充実を図る。
・　児童会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、児童同士で悩みを相談し合う等、児童の主体的な活動を推進する。

エ　人権が守られた学校づくりの推進
・　児童一人一人が自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、あらゆる場面を通して指導する。
・　教職員自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
・　いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

オ　リーダーシップ・フォロワーシップの育成
・　学校行事や特別活動等において、高学年児童がリーダーシップを発揮する場を意図的に設定するとともに、下学年児童にはフォロワーシップの心を身に付けさせる。
・　異年齢集団活動（清掃、なかよし班活動）を通して、自己有用感やおもいやりの心を育てる。

カ　保護者・地域との連携
・　PTAと協力して保護者を対象とした講習会等を実施し、「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、いじめの問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。
・「犬伏東地区の子供をみんなで育てる会」を開催し、情報交換等に努める。
・　学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
・　学校評価等を活用し、「学校いじめ防止基本方針」及び「実践のための行動計画」について、点検・見直しを図る。

(3) 指導上の留意点
①「いじめはいじめる側が悪い」という認識をしっかりともち、「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。
②　発達障がいを含む障がいのある児童に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

(4) ネットいじめへの対応
①「小中学生は携帯電話、スマートフォンは持たない・持たせない」という佐野市の方針の啓発に努める。
②　学級活動等の時間を活用し、児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。

ア　掲示板等に個人情報をむやみに掲載しないこと。
イ　SNSを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
ウ　有害サイトにアクセスしないこと。
③　家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、情報モラルに関する研修会等を実施する。

4　いじめの早期発見に向けて

(1)　早期発見のための認識
①　些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、早い段階から複数の教職員で的確に関わることで、いじめを軽視したり隠したりすることなく、積極的に認知する。
②　日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにする。
③　「いじめられている子のサイン」、「いじめている子のサイン」、「教室でのサイン」、「家庭でのサイン」（「いじめ」の理解と対応－いじめのない明るい学校を目指して－　平成24年12月　栃木県教育委員会）を参考に、児童が発するサインを見逃さないようにする。

(2)　早期発見のための手立て
①　児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるよう配慮する。
②　毎週木曜日の放課後を活用して情報交換を行い、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
③　教職員とスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）が情報を共有できる体制を整える。
④　児童が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的に実施する。
⑤　図書室前に相談箱を設置し、児童が気兼ねなく相談できる体制を整える。
⑥　保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
⑦　「犬伏東地区の子どもをみんなで育てる会」をはじめ保護者や地域の方が集まる機会を活用し、家庭や地域での児童の様子について情報交換を行う。
⑧　児童、保護者にいじめの相談窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。

5　いじめの早期解決に向けて

(1)　早期解決のための認識
①　いじめられている児童に対しては、精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安感を取り除くとともに、「絶対に守る」という学校の意思を伝え、全力で守り抜くという姿勢を基盤に継続して支援する。
②　いじめられている児童の保護者に対しては、「全力でお子さんを守ります。」という学校の決意をしっかりと伝える。
③　いじめた児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
④　いじめた児童の保護者に対しては、速やかに面談を行い、把握した事実を丁寧に説明する。また、一方的に責めるのではなく、その児童や保護者の心情にも配慮する。

(2)　早期解決のための対応
○　いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、市教育委員会等から派遣を受ける等により、外部専門家とも連携をとる。

(3)　児童、保護者への支援
①　いじめられている児童の保護者及びいじめている児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
②　双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
③　いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
④　いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
⑤　いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
⑥　いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

(4)　いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
①　いじめの問題について話し合わせる等、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
②　はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
③　いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気をもつように伝える。

(5)　解決後の継続的な指導・援助に向けて

① 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。

② 双方の児童及び周りの児童生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

(6) ネットいじめへの対応

① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、市教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。

② 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

(1) 市教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。

(2) 当該いじめの対処については、市教育委員会と連携し、必要に応じて医師等の外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、学校組織を挙げて行う。

(3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。

(4) いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。

(5) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。

(6) いじめ対策委員会（いじめ未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

7 関係諸機関

(1) 佐野市教育委員会　20−3107

(2) 安足教育事務所　23−5479

(3) 県南児童相談所　0282−24−6121

(4) 県南健康福祉センター　0285−22−0302

(5) 佐野警察署　24−0110

(6) いじめ相談さわやかテレホン（子ども専用）　028−665−9999

(7) 家庭教育ホットライン（保護者専用）　028−665−7867